

別表第 1 (第5条関係)

	区 分	耐震改修工事			現地建替え工事 ※1			非現地建替え工 事※1	除却工事	
要件	対象となる費用	耐震改修に要する費用			現地建替え工事に要する費用			補助対象住宅の除却工事に要する費用		
	耐震診断	耐震診断が必要			耐震診断または簡易耐震診断が必要					
	区域要件	居住誘導区域内	市街化区域内	市街化区域外	居住誘導区域内	市街化区域内	市街化区域外	新たに住宅を建築する敷地が居住誘導区域内であること	—	
補助金の額	補助金額	補助対象工事費の内耐震工事に要する費用の4/5かつ1住戸あたり上限1,150千円	補助対象工事費の内耐震工事に要する費用の4/5かつ1住戸あたり上限700千円	補助対象工事費の内耐震工事に要する費用の4/5かつ1住戸あたり上限500千円	補助対象工事費の内耐震工事に要する費用の4/5かつ1住戸あたり上限1,150千円	補助対象工事費の内耐震工事に要する費用の4/5かつ1住戸あたり上限700千円	補助対象工事費の内耐震工事に要する費用の4/5かつ1住戸あたり上限500千円	補助対象工事費の23%かつ上限978.6千円		
	省エネ診断 ※2		省エネ診断に要する費用の2/3(省エネ改修等工事と合わせて行う場合は省エネ改修等工事の補助上限額に含めるものとする。)							
	省エネ化のための計画の策定及び省エネ改修等工事 ※2※3	省エネ基準に相当する場合	補助対象工事費の内省エネ化のための計画の策定に要する費用及び省エネ改修工事に要する費用の4割かつ上限300千円(別表第2及び別表第3においてモデル事業費を定めている工事については、モデル工事費又は実際の工事費のいずれか低い額を計上するものとする。)							
ZEH水準に相当する場合		補助対象工事費の内省エネ化のための計画の策定に要する費用及び省エネ改修工事に要する費用の8割かつ上限700千円(別表第2及び別表第3においてモデル事業費を定めている工事については、モデル工事費又は実際の工事費のいずれか低い額を計上するものとする。)								

※1 現地建替え工事及び非現地建替え工事で補助対象外となる区域

- ・土砂災害特別警戒区域、災害危険区域と急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域が重複する区域
- ・市街化調整区域で土砂災害警戒区域又は浸水想定区域が重複する区域

※2 耐震改修工事に合わせて行うこと。

※3 省エネ改修等工事前の住宅が省エネ基準を満たしている場合はZEH水準に相当する省エネ改修等工事を行うこと。